

2004年・2016年刑事訴訟法改正と 刑事司法制度改革

—そのインパクトに関する弁護士たちの認識¹—

平山 真理（白鷗大学教授）

I. 本稿の目的

わが国の刑事訴訟はこれまで、弁護士と検察官の圧倒的なアンバランス（情報量，強制的権限，被疑者/被告人との面会時間等々）に基づく，（歪んだ）当事者主義構造をとってきたと言っても過言ではない²。それゆえ刑事弁護人の弁護活動にはこれまで大きな制約があった。これは，弁護士自身をして，刑事弁護に対し，一種の諦観（刑事弁護は報われないうちという気持ち）を抱かせてきた大きな要因の一つであると言えるのではないかと³。

ところで，1990年代後半からその導入にむけ議論が始まった司法制度改革においては，その大きな目玉の一つである裁判員制度導入に向け，刑事司法制度においても大きな改革が行なわれた。従来の裁判官のみの刑事裁判から裁判員裁判への移行は，たとえその対象事件が一部であったとしても，刑事手続全体を大幅に改築する必要があった。そのための法改正としては，刑事訴訟法に関して言えば2004年と2016の改正を取り上げる必要があり，これにより制度改革や新制度の創設が行なわれた。これらの改正により，（少なくとも法制度上は）上記のアンバランスを是正する方向を目指されたと言える。

本稿では，以下の枠組で分析を行なう。

¹ 本稿は，基盤研究（B）研究課題名「刑事分野における弁護士活動の多様化と高度化に関する総合的分析」課題番号18H00803（研究代表者：宮澤節生）の研究結果の一部である。

² 木谷明『刑事裁判のいのち』（法律文化社 2013）45頁以下では「強すぎる検察（検察官司法）と裁判員裁判」として、（弁護人に比べ）「強すぎる検察」について論じられている。

³ 例えば平野龍一「参審制の採用による『核心司法』を一刑事司法改革の動きと方向」平野龍一『刑事法研究 最終巻』（有斐閣 2005）182頁では、（1985年当時は）「そして弁護人の人たち間では『刑事弁護離れ』という言葉も聞かれた。刑事弁護では やることがない、何をやっても同じだ、だから刑事弁護はやりたくない、というムードである」として、そのような状況に警鐘を鳴らすために、[刑事訴訟法の診断]（団藤博士古稀記念祝賀論文集第4巻掲載）を書いたとしている。

- ① 2000 年以降の刑事司法制度改革のうち、刑事弁護にかかわる重要な刑事訴訟法改正をピックアップし；
- ② それらの改正が刑事弁護の高度化 (zealous representation) ⁴を支えるためにどのように機能しているか (あるいは機能するべきか) という仮説を立て；
- ③ 本科研費研究においてインタビュー調査を行なった弁護士たちがこれらの刑事司法制度改革をどのように評価しているかを分析する。(ここで注目したのは、例えば「大幅に改善されて刑事弁護がやりやすくなった」、「期待していたほどの効果はなかった」「ぜんぜん効果なし」「かえって悪くなった」等の評価はあるか?等の点である)
- ④ 調査対象の弁護士による評価についての分析と、そこから見えてくる「残る課題」は何かを考える。

なお、以下で面接データを引用する場合、法律事務所と弁護士の略称は、本ミニ・シンポジウムの冒頭に位置する宮澤節生「刑事弁護活動の高度化に関する予備的検討—本ミニ・シンポジウムの背景と目的—」の付表に記載された略称による。

Ⅱ. 刑事弁護の高度化を可能ならしめる環境整備としての刑事訴訟法改正

松尾浩也教授がかつてわが国の刑事立法を「ピラミッドのように沈黙する」と表現したことは有名な話である⁵。しかし 1990 年代後半以降、このピラミッドは急に語り始め、今や多弁ですらある。この背景には大きく分けると二つの要素があると思われる。すなわち、「被害者問題への関心の拡大 (この点は社会の犯罪不安と大いに結びつく)」,そして「刑

⁴ Zealous Advocacy とはどのような弁護活動を意味するか定義する必要があるだろう。ABA (アメリカ法曹協会) の定める Model Rules of Professional Conduct (法律家職務模範規則) 1.3 においては、Diligence: A lawyer shall act with reasonable diligence and promptness in representing a client. (勤勉であること: 法律家は依頼人を弁護するにおいて合理的な勤勉さと敏捷さを備えていなければならない) と定められているが、それに対する評釈 (comments) として、以下のように記している。A lawyer must also act with commitment and dedication to the interests of the client and with zeal in advocacy upon the client's behalf. (法律家はまた、依頼人の利益に寄与し献身するための活動を行い、依頼人のために弁護を行なうにおいて、熱心さを持って行なわなければならない)。つまり、ABA においては、この "with zeal in advocacy" をもって「熱心な弁護」を提唱していると言える。しかしその定義ははっきりとしておらず、例えば NY 州では近年、New York State Bar Association's Committee on Standards for Attorney Conduct (NY 州法曹の活動に関する法曹協会) の定める規則から、2007 年以降、zeal in advocacy という用語が突如削除されたことが問題視されている。Paul C. Sanders, "Whatever Happened to 'Zealous Advocacy'", New York Law Journal, Volume 245, No. 47, Expert Analysis (2011)。一方、わが国で発表されている論稿においては「熱心弁護」と訳されることが多いようである。例えば下村忠利・高山巖「ロー・クラス 都市型公設事務所の挑戦--弁護士を待つ人々の中へ」(20) 誰がなんと言おうとあなたの味方です--熱心弁護は我らの誇り」法学セミナー54 巻 8 号(2009), 70-73 頁等。

⁵ 松尾浩也「第四版の刊行にあたって」『刑事訴訟法判例百選 第4版』(1981)

事司法制度における市民参加の拡大」である⁶。これらの観点から見ると、とくに 2000 年以降、刑事訴訟法の改正が複数回行なわれた。具体的には、このため、とくに 2000 年以降、刑事訴訟法の改正が複数に渡って行なわれた。つまりは、**2000 年改正**（被害者による心情意見陳述制度導入や、性犯罪の告訴期間の撤廃が主な内容である）、**2004 年改正**（裁判員制度導入を見据えた公判前整理手続や被疑者国選弁護制度の創設が主な内容）、**2007 年改正**（被害者参加制度が 2008 年 12 月から導入されることとなった）、**2010 年改正**（殺人罪の公訴時効の撤廃や他の重大犯罪の公訴時効の延長）、**2016 年改正**（一定の重大事件において被疑者取調への全過程録音録画の義務化や協議・合議制度を主な内容とする）である。これらの刑訴法改正は刑事弁護のあり方に重要な影響を及ぼすことはもちろんであるが、本稿ではこのうち、2004 年改正と 2016 年改正に焦点をあてることにしたい。他の刑訴法改正がもたらした刑事司法制度改革⁷については、刑事弁護の「多様化」を検討する別の機会に論じたいと思う。

さて、刑事司法制度改革の代表格はもちろん裁判員制度であるが、この裁判員制度を導入するためには、従来の刑事手続を大幅にモデル・チェンジする必要があった。このための土台作りという視点からみたときに、2004 年と 2016 年刑事訴訟法改正において、とくに刑事弁護と関連して重要な改正点としては以下のものを列挙することができる⁸。

主な改正, 改正時期	改正の具体的内容と考え得る効果	残る課題
被疑者国選弁護制度の拡充 (刑訴法 37 の 2, 37 の 4) (2004 年, 2016 年改正)	法定刑の重いものから段階を分けて、被疑者段階から国選弁護人を付する。2016 年改正により勾留中の被疑者はすべて対象となった。	勾留状が発せられる前、つまり逮捕段階の被疑者は対象ではない。 国選を担当する弁護士の名簿はどのように作成され、活用されているのか 検証が必要。

⁶ Mari Hirayama, “Copernican Change in Criminal Justice System in Japan” paper presented at the 2019 Annual Meeting of American Criminological Society Meeting in Cebu, 6/24/2019.

⁷ 刑事司法制度改革を俯瞰的観点から批判的考察を加えるものとして、川崎英明・三島聡編『刑事司法改革とは何か―法制審議会特別部会「要綱」の批判的検討』（現代人文社 2009）

⁸ とくに 2016 年改正の論点整理については、「2016 年改正刑訴法に伴う注意点」『刑事弁護ビギナーズ ver 2（季刊刑事弁護増刊）補遺』が参考になる。

公判前整理手続の新設 (2004年改正) 2005年11月より制度開始	検察官による主張の明示と証拠の請求、請求証拠の開示 証拠開示の範囲は格段に広がった。	公判前整理手続の長期化により、公判までの時間が長期化する(被告人の勾留期間は長期化する)
裁判員制度(2009年5月21日より施行)	裁判員制度については、導入の直接効果というよりは、裁判員制度が導入されたことで、どのような波及効果があったかに焦点をあてて考察する。 ・ 刑事裁判が分かりやすくなった。 ・ 裁判員制度に先行して「被疑者国選制度」が開始したことは評価できる。 ・ 裁判員制度に先行して「公判前整理手続」が導入され、証拠開示は進んだことは評価できる。 ・ 不必要な身柄拘束が減少している・ ・ 「調書裁判」から「直接主義、口頭主義」への変容の推進が期待される。 ・ 精密司法から「公判中心主義」への変容の推進が期待される。	裁判員裁判自体は被告人にとってマイナスの影響もあるのではないか(連日的開廷適用された際の課題は?)
裁量保釈に関する改正 (2016年改正) 刑訴法 90条	裁量保釈の考慮事情が明文化される。	裁量保釈の考慮事情について弁護人が具体的な疎

		明資料を提出できるか。
公判前整理手続の改正に伴う類型証拠開示の対象の拡大 (2016 年改正)	押収手続記録書面 (領置調書, 捜索差押調書等) が新たに類型証拠開示請求の対象となった。	
証拠一覧表の開示 (316 条 14 第 2 項) (2016 年改正)	検察官が保管する証拠の標目等の記載された証拠一覧表の交付が義務付けられた。	検察官保管証拠に限定されている。警察署に保管されている証拠は含まれない (例えば取り調べメモは重要な証拠となるが一覧表に掲載されない)。
弁護人選任権の教示に関する改正 (刑訴法 76, 77 条)	警察, 検察は被疑者に対し, 弁護士, 弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができること, その申出先を教示しなければならない。	この改正は, 被疑者国選弁護制度がいまだ「逮捕前」まではカバーしていないことを考えると, 重要である。効果的な弁護人選任のためにどの程度寄与しているか, 考察する必要あり。
協議・合意制度及び刑事免責制度に関する改正 (刑訴法 350 条の 2~350 条の 15, 157 条の 2) 2016 年刑訴法改正	日本型司法取引は, 欧米の自己処分型・答弁取引型ではなく, 捜査・訴追協力型である。対象は「特定犯罪」(薬物銃器犯罪を中心とする組織的犯罪と, 経済犯罪) に限定。協議は原則として, 「検察官と弁護人および被疑者・被告人との間」で行われ	捜査訴追協力型」の司法取引であるがために, 弁護人の関与の目的をどこに見出すかは議論があるところである。司法取引に応じる「依頼者」の権利を守るうえで, 弁護人は何をすべきか? また, 弁護人自身が虚偽供述罪等の刑事責任

	る。	を問われる可能性はどのような場合かについて明確にする必要がある。
取調べの可視化(刑訴法 301 の 2)	裁判員裁判対象事件及び検察独自捜査事件の被疑者取調べの全過程録音録画	対象事件が一部に限定されてしまった。 取調べ録音録画映像の実質証拠化の問題にどう対処すべきか。

Ⅲ. 弁護士による評価と刑事司法制度改革の残る課題

ここでは、本研究で実施された、刑事弁護活動を行う弁護士に対するインタビュー調査（以下、「インタビュー調査」とする）においては、上の表で挙げられた改正について、弁護士が具体的にどのように評価をしているかを見ていく。インタビュー調査における各弁護士の発言をできるだけ正確に分析するためにも、発言そのものの反訳（テープ起こし）をそのまま引用し（イタリック部分）、検討と分析を加えるスタイルをとる。

1. 被疑者国選弁護制度の創設と拡充

憲法 37 条 3 項は「刑事被告人は…」と規定しているが、かつては国選弁護人制度についても、これを文言通り解し、刑訴法上は国選弁護は被告人のみが対象とされていた。しかし弁護活動は刑事手続の早い段階で提供されることが重要なのは当然であり、各弁護士会は有志の弁護士が当番として待機し、被疑者やその家族から連絡があり次第接見に駆けつける「当番弁護士制度」が九州の弁護士会で 1990 年に開始されたのを契機に、全国に広がった⁹。この「当番弁護士制度」においては、初回の接見は無料であるが、その後引き続き弁護を依頼する場合は自費となるので、経済的な理由でこの費用を支払えない被疑者に対しては、法律扶助協会による「刑事被疑者弁護人援助制度」がその費用を援助していた。しかしこれらいわば弁護士の自助努力によって賄われていたことから限界もあり、被疑者に対する国選弁護制度の樹立は弁護士にとっても長年の望みであった。「インタビュー調査」において弁護士この制度の創設をどのように評価しているかを以下見てみよう。

⁹ 中島繁樹「当番弁護士制度は刑事手続きの何を変えるか―被疑者国選弁護制度樹立を目指して」法学セミナー435号（1991）22・25頁。

被疑者国選が出ましたよね。これはとても大きいと思うんですが、被疑者国選があるから最初から黙秘させますよね。昔は被告人国選だから 23 日何があったかわからないわけですよね。だいたいもう自白調書ができてて、どうやって争うかっていう状況ですけど、今は被疑者国選があつて、黙秘させているから、そういう難しい事件は縮小したりすると。黙秘権についてもかなり認識が広がってきた。だから可視化もできた。(一般弁護士 B)

今はやっと念願の勾留段階の被疑者国選が実現したということでよかった、よかったという話になっていて、次に今の弁護の質の問題っていうのはちょっとまた次でしょうね。被疑者国選の基準っていうのを作ってしましてね(中略)、これによってつまり、被疑者に対して起訴前の接見を怠り、または被疑者に接見することなく第 1 回公判に臨んだ、だいたい公判期日に初めて会ったっていう場合もだめだと、接見することなく控訴趣意書を出した、検察官の記録を閲覧・謄写することなく第 1 回公判に臨んだ、原審の記録を閲覧又は謄写することなく、控訴趣意書又は上告趣意書を出した、被疑者・被告人が公訴事実を争っているのに認める弁護をしたとか(中略)、これは 3 年の範囲で国選資格停止するという(ことも検討する余地あり)(公設弁護士 B1)。波線部筆者

「インタビュー調査」を通して見ると、被疑者国選弁護制度の創設とその拡充について肯定的な評価をしている弁護士が多かった。少しでも早い段階から国費による弁護活動を提供できることは、当然ながら刑事弁護の層が厚くなったことを意味する。量的な変化は質の向上と維持を必要とする議論に帰結し、裁判員制度の導入とも相まって、様々な刑事弁護研修が日弁連により、あるいは各弁護士会単位で実施されるようになった。一方、層が厚くなったことで、記事弁護の質をどう担保するかを懸念する意見もあった。

非常に熱心に刑事弁護に取り組むグループがいる反面、そうでないというか旧態依然のことしかやらないっていう弁護士もいっぱいいます。(一般弁護士 C)

(やりたい人は) とりに行っている状態ですし、逆にやる気の無い人は義務的に国選の名簿に登録なくていいわけなんで。そうなるとやっぱり刑事弁護にある意味主体的に興味がある人っていうか、いかにいい刑事弁護をして、無罪をとってやろうとか認定落ちを、量刑を少し下げてやろうとか、そういうような意欲がある人しか刑事弁

護の名簿にしか登録しなくなってきたんじゃないかなっていう。(法テラス C: 弁護士 C1)

ところで、身体拘束の早い段階から、より積極的に弁護士が関与できるようになったことは、多くの弁護士が理想かつ必要と考える、「被疑者に黙秘を勧める」という弁護活動も、従前よりは格段に一般化してきたと評価する弁護士が多かったことも興味深い。例えば、下記のコメントは、刑事弁護士の数が増えた来たことが、いわゆる「ミランダの会」の活動(ここではとくに、被疑者に黙秘権の行使を積極的に進める弁護方針を指すと思われる)に与える影響について、以下のように述べている。

当時はやっぱり、他の弁護士から見たら(中略)突っ張りすぎているかなという感じがあったけれど、それがいまぼーノーマルな状態になってきていますよね。それはたぶん時代の変遷でもあるし(中略)特に若手の人が増えてきたっていうことがあるかと思いますね。(一般弁護士 B)

上記一覧表でも指摘したように、2016 年刑訴法改正では、被疑者国選の対象が「勾留状が発せられている」すべての事件のまで広げられたが逮捕段階はまだまだカヴァーされておらず、課題は残った。しかし刑事弁護を行なう弁護士の層を厚くすることにこの制度の創設が大きく寄与したことは間違いない。このことは、今後、刑事弁護活動を行う弁護士の質の維持と向上(名簿の作成、研修の充実の必要性、資格化するかな等)について議論する際の重要なアリーナとなると考えられる。

また、国選弁護制度については、再審請求手続においてはその対象になっていないという問題にも目を向けるべきである。

ところで、2016 年刑訴法性では、弁護人選任等に関する教示事項についても整備が図られた(刑訴法 76 条 2 項, 77 条 2 項, 203 条 3 項, 4 項, 204 条 2 項, 3 項, 207 条 2 項, 3 項)が、「インタビュー調査」において、その点についての言及はなかった。

2. 公判前整理手続の創設と証拠開示の拡充

公判前整理手続が新設される以前は、証拠開示についての明文の規定はなく、裁判所の訴訟指揮に基づいて行なわれていた(最二小決昭和 44 年 4 月 25 日刑集 23 卷 4 号 248 頁)。しかし裁判所の訴訟指揮に基づく証拠開示は個別具体的事案の非常救済的措対処に

とどまる位置付けであり、開示対象となる証拠も限定的に解されていた¹⁰。

これを大きく変えたのはやはり裁判員制度の存在である。裁判員に裁判に参加してもらうためには公判を連日的に開廷する必要がある、そのためには事前に審理計画を策定し、証拠を整理する必要がある。こうして、刑事裁判の迅速・充実化を実現するために、裁判員裁判対象事件、また証拠や争点が複雑な事件を対象に、2004年改正刑訴法により公判前整理手続が導入され、2005年11月より手続が適用されることとなった。公判前整理手続の重要な意義はその帰結としての証拠開示である。これについて刑事弁護活動を行う弁護士はどのように評価しているのか、以下見てみたい。

どれだけの証拠を検察官に開示させるかはまさに、弁護人の腕次第であり、能力差が如実となる（一般弁護士A）。

証拠開示はこんなにたくさんあるのかって思うぐらい開示されますよね。昔は全然なかったですけど。今やったら証拠開示請求権っていう請求権っていう請求しなければダメですけども、見るのも嫌なくらいたくさんあります。そういう意味では証拠開示の不備とか法的なところではかなり改善してきた。（一般弁護士B）

（中略）証拠開示も柔軟になりましたし（中略）、そういう、やって結果が変わるものとかそういう自由度が高まったことでたぶん魅力を感じる人が増えているのは増えているんじゃないか（法テラスC：弁護士C1）

公判前整理手続導入と証拠開示については多くの弁護士が肯定的に評価しており、（調査側が野事前の予想以上に）歓迎しているという印象を受けた。さらに、上の（法テラスC：弁護士C1）によるコメントに至っては、証拠開示の幅が広がったことで、（これまで武器対等から程遠かった）刑事弁護活動にも“自由度が高ま”り、刑事弁護に“魅力を感じる人が増え”るであろう、という評価も行なっている。

前掲表で説明したように、2016年改正刑訴法によって、証拠開示の幅は更に拡がり、検察官は請求予定証拠の開示を行なった後、被告人側の請求に基づいて、検察官自身が保管する「証拠の一覧表リスト」を交付しなければならないことになった（刑訴法316条の14第2項）。弁護人はそれを閲覧した上で、類型証拠及び主張関連証拠を開示請求することができ、弁護人側が事前に「見られる」証拠の範囲は格段に広がったと評価できる。しかし、

¹⁰ 管野亮「公判前整理手続に付されない事件の弁護活動」79頁 後藤昭・高野隆・岡慎一編『刑事弁護の現代的課題』（第一法規2013）

これも未だ全面開示ではないという課題は残る。

一方で、証拠開示については、以下のような評価もあった。

あれはやっぱり集中審理じゃなくて旧来のダラダラやった方が途中で見つかるんじゃないかな。それが粘りの余地が与えられなくなったっていう側面もある。だから特にやむを得ない事情がなければ新たな証拠を請求できないっていうあの規定なんかよりも、全体の規定ですわね、とにかく争点を早期に整理して、証拠を予め手の内を全部見せ合ってですよ、それでやりなさいって。それって弁護側にとってかなり不利な話で、予め全部手の内を見させられることがやっぱり不利なんですよ。やっぱりカードは検察の方が圧倒的に多いですから、検察が気づいてないストーリーに弁護側が気づいてそのストーリーを見えないようにして、いつの間にかそっちのストーリーで説明できる状況を作ってるっていうのが今までの弁護活動。それを全部予定主張って形で言わなきゃいけないんですよ。手の内全部を。あれは僕はものすごい形式的な対等平等っていう建前にして、ほんとは決して対等平等でないものを対等平等であるかのように扱った規定ぶりっていうか、全体の作りがですよ。ちょっとあれは証拠開示の範囲が広がったことは事実だけでも全体としてトータルとして見た場合にあの制度がいいかって言うと相当な組み直しが必要かな。(一般弁護士 G)

上記(一般弁護士 G)のように証拠開示についてネガティブな評価をしていたコメントは非常に少なかったが、証拠開示という武器を得た現在、弁護士にとって新たな闘い方が必要とされている、ということもまた事実のようである。

さらには、公判前整理手続の導入は一方で、公判が開始されるまでの時間を長期化させるという問題もある¹¹。裁判員裁判公判準備が長期化した被告人に長期の勾留という負担を負わせる結果にもなる。さらに、公判中心主義の理念にそぐわない部分もあり、公判が形骸化してしまう問題も存在する。

とくに、裁判員裁判では、公判前整理手続に臨む裁判官と、公判のみ参加する裁判員との間に最初から「情報格差」を生み出し、裁判員を「お飾り化」してしまう懸念も無視できない。これらの問題点を考慮してもしかして、「これまで見られなかった証拠を見られる」というメリットは多くの弁護士により肯定的に評価されている、とまとめることができよう。

¹¹ とくに公判前整理手続が長期化事例を分析した研究として、司法研修所編『裁判員裁判において公判準備に困難を来した事件に関する実証的研究』(法曹会 2018)

3. 多くを変えた裁判員制度

これまで述べて来た様々な改正点はすべて、裁判員制度導入を見据えたものである（次に述べる「4. 取調べの録音録画制度」についてもそうである）。裁判員制度の導入意義は刑事弁護の高度化を推進する土台作りをしたという意味においても、存在意義は大きい。裁判員制度導入による刑事手続への影響は直接的なもの、副次的なもの、多々ある。これらの中にはとくに明文規定はないものの、変更されたものもある。例えば、被告人の着席位置については、裁判員制度が導入により、少なくとも裁判員裁判においては被告人のすぐ隣に座ること¹²¹³が一般的となったことは、弁護活動を論じるうえでも重要な変化である。

ここでは、裁判員制度導入による刑事手続への影響を弁護士がどのように評価しているかについて見てみたい。

法廷で決着をつける比重が増えて来たので（調書裁判からの離脱を意味すると思われる）（一般弁護士A）波線部筆者

裁判員（制度導入）後は検察側も非常に協力的です。（中略）それから調書ですね。調書裁判って言われたんですが、それを口頭でやるとか、そういうことで、今の裁判員裁判後の（中略）刑事弁護って非常によくなりました。（法テラスB 弁護士）

研修とかを裁判員が始まってやるようになって、やり方自体が変わったし、熱意も変わったような気がしますね、そこで。全体としての、弁護士全体としての熱意が変わったような気がします。また、裁判員になってお金もある程度、国選でも稼げるようになったということもありますし、熱心に刑事弁護やっている人が広がったような気がしますけどね（法テラスC・弁C5）

¹² 高野隆「弁護人の隣に座る権利 SMB 運動の意義と実践」『季刊 刑事弁護』No.52（2007）106頁以下。高野は被告人を弁護人の隣に座らせることを裁判所に申し入れる SMB（Sit By Me）運動を1990年代後半頃から進めて来たと言う。

¹³ 青木和子「被告人の着席位置、服装」後藤昭ら編『刑事弁護の現代的課題』（第一法規2013）によると、日弁連市民会議は裁判員裁判開始に当たり、日弁連に対し、2005年4月12日付で「法廷における被告人の処遇に関する要望書」を提出し、そこでは、①被告人が希望する服装や理容美で裁判を受けられるようにする②被告人と弁護人の十分なコミュニケーションを保障する観点から、法廷内における被告人の着席位置及び刑務官の配置を再考する、ことを申し入れたという。

(以前は) 弁論を、ペーパーを見ないでやるっていうのをやってたんですけども、最初は(裁判官から近くに)「来ないでくれ」から言われて、何故そこに来るのかと。

(中略) 被告人を隣に座らせるのなんてダメって言われましたし(法テラスC・弁C)

(中略) 裁判員裁判とか通常の刑事事件をやっているとこの10年で劇的に変わったところということで言えば、やっぱり直接主義、口頭主義はかなり法廷で浸透しつつはあると思います。やっぱり裁判員裁判では基本的には書面でない裁判をやろうというふうになってきましたし、裁判官裁判でも東京では試行的にですね、被告人質問は供述調書を取らずに先行を、法廷で先に行うというようなことが行われつつありますし、やはりそれは20年前、30年前雑誌で読む刑事事件、弁護士の姿と比較すると劇的に変わったところの1つなんだろうと。ただし、すごく深刻な問題がまだ残っている。それは否認事件の身体拘束であったり、そういうところに残っている。(一般弁護士E)

これらのコメントを見ると、やはり、裁判員制度導入により、裁判員裁判においては、証拠調べにおいて、書証ではなく人証を中心とした立証方法を裁判所が積極的に採用することとなり、裁判において、直接主義・口頭主義が以前に比べるとかなり徹底されていることへの肯定的な評価が多い。しかし同時に、これは公判の長期化を招き、裁判員裁判の公判期日が開始当初よりも長くなっていることが指摘されており¹⁴(そしてこれは、裁判員候補者の辞退率を上げている大きな理由の一つであろうと思われる)、とくに被告人への負担の観点からこの点を弁護士がどのように評価するのかについては、今後の調査の課題としたい。

また、裁判員制度が国選弁護報酬に大きな影響を与えたとする以下のコメントもあった。

(国選報酬について) 裁判員裁判事件に限っての話ですけど、これは劇的に変わったと思います。(中略) 充実した弁護をするために手弁当でする必要はなくなってきたという感覚があるところは大きいような気がします(一般弁護士J)

報酬については上記の肯定的な評価とは違い、報酬の低さを指摘するコメント(法テラス弁護士B)も少なくなく、残る大きな課題である。

¹⁴ 「200日の審理耐えられますか 裁判員裁判長期化の一途」朝日新聞デジタル2019年5月13日配信記事によると、初公判から判決公判までの平均審理日数について2010年は4日だったものが、2018年には10.8日に長期化したという。

また、裁判員制度の導入は、弁護士会、また個人の弁護士に法廷戦術の研修の必要性を強く感じさせた、と言える。このことがどのように、刑事弁護の質の維持、向上を担保する動向につながって行くかについては更なる調査が必要であろう。

4. 取調べの可視化の導入への複雑な評価：歓迎と懸念

わが国の刑事司法制度は過度に取調べにとそれにより獲得が期待される自白に過度に比重を置いたものであると批判されて来た¹⁵。このことは諸外国と比べ、被疑者に対する身体拘束が非常に長いこと、また代用刑事施設（代用監獄）がいまだ存在していることと表裏一体の関係にある。このようないわば「日本型刑事司法制度」が、結果としてはえん罪を生み出す大きな原因となり、また、2010年のいわゆる「大阪地検特捜部主任検事証拠改ざん事件」が示すように、自白偏重型捜査に固執する結果、証拠改ざんを捜査機関が行なってしまうという問題を目の当たりにときに、「取調べや供述調書に過度に依拠した捜査・公判から脱却」する必要性が無視できないことになった。こうした背景から、2011年6月には、法制審議会「新時代の刑事司法制度と特別部会」が設置された。この特別部会で目指されたものは、上述のように「取調べや供述調書に過度に依拠した捜査・公判からの脱却」であったが、結果としては、被疑者取調べの録音録画制度の導入と、新たな捜査手法としての「協議・合議制度」の導入、また通信傍受法の対象犯罪の拡大、に集約される¹⁶。

以下、取調べの可視化導入についてのコメントを検討してみたい。

可視化はするべきだと思いますけれど、可視化の先には弁護士の立会いとかですね、もっと言えばもう黙秘をしたら取り調べをしない、それが最後のとるべきところかなと思いますね。（中略）確かに可視化は大事、さらに弁護士の立会も大事なんですけど、黙秘をするって宣言した人に取調べを続けるっていうのがどうして無くならないのかなって思います。（公設弁護士A1）

例えば可視化については、弁護士会はずっと可視化を言ってきたわけです。それがここ数年で急激に実施されてますが、単純に 弁護士会の理想が実現したとは言えないわけで、導入の背景には、裁判員裁判 の場合の任意性立証の関係や、司法取引などの立法にからむ

¹⁵ 同様の批判は多いが、例えば中山博之「調書裁判から公判中心主義へ―自白偏重の捜査・公判から証言と物的証拠を中心とした公判へ」自由と正義 54 巻 2 号（2003）89-99 頁。

¹⁶ 法制審議会の議論において様々な立場からの攻防を窺い知れるものとして、周防正行『それでもボクは会議で闘う——ドキュメント刑事司法改革』（岩波書店 2015）が秀逸である。

政治的な問題もありますね。ですから弁護士会の考えた通りになっているというわけではない。そういうところはいろいろ注意していく必要はあると思っています。(公設弁護士 B1)

(中略)ただやっぱり可視化の抜け穴とかいろいろあるし、立会いもぜひとも必要だと思いますね。ちょっと異常に長いからあれに全部立ち会ってられるかっていうこともありますけどね。(一般弁護士 G)

興味深いのは、(少なくとも筆者の予想に反して) 弁護士のコメントがそれほどまでには肯定的ではない、という点である。対象事件があまりにも限定されている(裁判員裁判対象事件と検察の独自捜査事件というのは、全事件の 2%程度である)ということに対する不満もあると思われる。単なる歓迎というよりはむしろ、「取調べ可視化」は当然(あるいはもっと早期に)実現されるべき改正であり、いわば「ネクスト・ステージ」としての弁護士立会制度の導入に言及しているコメントも多く見られた。また、協議・合議制度(日本型司法取引)や刑事免責制度とパートナーで導入されてしまったことへの不満等も見られた。2016 年刑訴法改正により(たとえ一部の事件に限定されているとは言え)取調べの録音録画の義務化による取調べの適正化が目指された一方で、捜査機関に対する新たな捜査手法を与える必要があるという要望に応えるかたちで、この日本型司法取引の新設だけでなく、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」の改正により、対象犯罪の拡大(改正前は薬物、銃器犯罪、集団密航、組織的殺人事件に限定されていたが、改正により殆どの犯罪類型に拡大された。この改正については 2016 年 12 月より施行されている)と通信傍受の効率化(改正前は通信業者立会のもとで行なわなければならなかった傍受を立会不要でできるようにした。この改正については 2019 年 6 月 1 日より施行)が行なわれた。

さらには、取調べの可視化が実現されたことで喫緊の課題となっているのが、取調べの録音録画映像で罪体判断を してしまいう実質証拠化¹⁷の問題である。

(可視化は)絶対に全事件に拡がるから(中略)それは間違いと僕は思ってますけど。それで実質証拠化されるのはある意味ではしょうがない面じゃあると思うんですよ。そこは弁護人はちゃんとついて黙秘権をちゃんと行使させればいいんであって(以下

¹⁷ いわゆる今市事件野裁判ではまさに、取調べ録音録画映像の実質証拠利用が問題となった。Setsuo Miyazawa & Mari Hirayama, “Introduction of Videotaping of Interrogations and the Lessons of the Imaichi Case: A Case of Conventional Progress of Criminal Justice Policy-Making in Japan”, *Washington International Law Journal*, Vol. 27 No. 1 (2018), 平山真理「今市事件裁判員裁判における被疑者取調べ録音録画映像のインパクト-刑事裁判のリアリティ-」上石圭一・大塚浩・武蔵勝宏・平山真理編『現代日本の法過程-宮澤節生先生古稀記念 下巻』(信山社 2017)

略) (一般弁護士 H)

上記コメントは、「可視化」されているからこそ、被疑者に対しても“黙秘を勧めやすくなる”という理由から、黙秘権を積極的に行使することをアドヴァイスする弁護戦術においては可視化が不可欠であるとするものであり、興味深い。

5. 人質司法は改善したか

ルノーと日産の社長兼 CEO を務めていたカルロス・ゴーン氏が 2018 年 11 月に金融取引法違反で東京地検特捜部により逮捕されてから、彼の身体拘束に対する報道は、日本の刑事司法制度の特殊性—とくに身体拘束の長さ—についての海外からの注目を集める結果となった。その後勾留が続いたゴーン氏は特別背任罪でも追起訴されたが、東京地検は 2019 年 3 月 5 日にゴーン氏を保釈した。ところが保釈に際して東京地裁が設定した条件（監視カメラの設置等）について、東京地検の次席検事が「実効性が無い」と批判するという異例の対応を行なった¹⁸。

実は裁判員裁判開始後、裁判所による勾留請求却下率、保釈が認められる率に大きな変化が見られている。裁判員制度施行 10 年目の 2019 年 5 月に最高裁判所事務総局が発表した『裁判員制度 10 年の総括報告書』¹⁹によると、裁判員制度導入前の 2008 年には 1.1% だった勾留請求却下率が、2018 年には 5.8% にまで上がった。また保釈率についても、2008 年の 14.5% から 2018 年は 32.5% と大きく上昇している。この原因は必ずしも明瞭でないものの、裁判員制度導入前に一人の裁判官が保釈運用の弾力化を提言した論文の存在が重要な契機になったことや、裁判員裁判においては裁判員に未決拘禁法の運用を説明しなければいけないという意識が裁判官に働いているのではないかと、という点を指摘する意見もある²⁰。確かに裁判員裁判開始後、勾留や保釈のあり方に対しては裁判所と検察の間に明らかな温度差が見られているように思われる。ゴーン氏の保釈をめぐる意見の相違もその一端を表しているのかもしれない²¹。

人質司法をいかに改善すべきかについては、「インタビュー調査」においては、以下のよ

¹⁸ 産経ウェブニュース 2019 年 3 月 8 日配信「ゴーン被告保釈条件 地検次席が地裁決定に異例の批判「実効性ない」」。

¹⁹ http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/r1_hyousi_honbun.pdf (last visited 8/31/2019)

²⁰ 後藤昭「裁判員裁判がもたらしたもの」『法律時報』90 巻 12 号 (2018) 116 頁。なお、後藤教授は件の裁判官による論稿として、松本芳希「裁判員裁判と保釈の運用について」ジュリスト 1312 号 (2006) を挙げている。

²¹ ゴーン氏に対してはその後、逮捕と勾留が繰り返され、100 日以上身体拘束（勾留）を経て保釈された。本稿執筆時点（2019 年 8 月末）においては公判前整理手続が行なわれている。

うな意見が見られた。

ミランダの会がやったような弁護活動を出来る弁護士、できない弁護士の差が増えた。そうすると身柄が釈放、弁護士の力によって釈放されたり、或は弁護士の力によって不起訴処分を得たりする。そこに差が出る。(一般弁護士 A)

だからやれば保釈もされるし、証拠開示もされるしというところで、そういう形でやっぱり弁護士だけじゃなくて、活動すればするだけ得られるものも多くなってきて、こちらとしてもいろいろやりようが出てきたのかなというところ (法テラス C 弁護士)

しかし、これらの状況は、弁護士がいかに「不必要な身体拘束に徹底して闘うか」という、個々の弁護士の知識、ノウハウ、意欲に任されているという段階であることが否定できない。「人質司法の改善」の兆候が見られる現在の状況をいかに増幅させるかを考えた際に、弁護士のより一層の研修、ネットワークは重要な意味を持つ。さらに、そもそも長過ぎる「身体拘束」をどのように改善して行くかを考えるべきとする声も見られた。

V. まとめ

以上、本稿では、2004 年と 2016 年の刑訴法改正によって実現されつつある刑事司法改革について、刑事弁護活動を行う弁護士がどのように評価しているかについて、「インタビュー調査」で得られた回答をもとに、検討を行なった。刑事司法改革、その中でもとくに裁判員制度の導入は、刑事弁護の観点から見ても、大きな影響を与えているように思われる。

裁判員制度導入による刑事司法制度への影響は様々なかたちで波及しているように思われる。例えば、これまでは身柄事件であれば被告人が法廷で手錠・腰縄姿で出廷するのは戒護の観点からも当然に行われてきた。しかし裁判員裁判においては、裁判所は無罪推定の徹底から、裁判員の目に被告人の手錠腰縄を触れさせないことに細心の注意を払っている(手違いで裁判員が被告人の手錠腰縄姿を目にしまったことがニュースになるぐらいである)。これについて、2019 年 5 月 27 日、大阪地方裁判所第 3 民事部は、被告人の手錠・腰縄問題に関し、自身の尊厳や無罪推定の権利を侵害されたとして元被告人らが国に損害賠償を求めた事件において、この請求は認めなかったものの、判断の理由において以下のような言及が行われた。

「現在の社会一般の受け取り方を基準とした場合、手錠等を施された被告人の姿は、罪

人、有罪であるとの印象を与えるおそれがないとはいえないものであって、手錠等を施されること自体、通常人の感覚として極めて不名誉なものと感じることは、十分に理解されるところである。また、上記のような手錠等についての社会一般の受け取り方を基準とした場合、手錠等を施された姿を公衆の前にさらされた者は、自尊心を著しく傷つけられ、耐え難い屈辱感と精神的苦痛を受けることになることも想像に難くない。」

裁判所は被告人が手錠腰縄姿をみだりに撮影されたり、公衆にさらされないことについて、憲法13条の趣旨に照らし正当な権利を有しているというにとどまらず、そのことに対する期待や利益は人格的利益として法的な保護に値する、という画期的な判断を下したのである。この判断後、各地の裁判所では、被告人の入廷時についたてを置くなどの対応が広がっている²²。こうして刑事裁判の「常識」とされていたことも徐々にではあるが変化していつている。

施行から10年を迎えた裁判員制度についてはしかし、今後どのように更なるインパクトを与えるのか（或は与えないのか）について様々な意見がある。例えば、川崎教授は、裁判員制度導入により、弾劾的捜査構造の強化と被疑者被告人の防禦権の保障が強められることで、公判中心主義・直接主義が徹底される方向に進むのか、それとも糾問的捜査を前提とした「姿を変えた調査裁判」に落ちてしまうのか、現在はその岐路にあると指摘する²³。その方向性を決めるのは、川崎教授自身も指摘するように、取調べにおける弁護士立会の実現等²⁴の、防禦権の保障に重きを置いた更なる刑事司法改革である。更なる刑事司法改革の重要な視点は、本研究で行なった「インタビュー調査」でも展開される、最前線にいる弁護士たちの意見を通して見えてくるものが多い。

裁判員制度導入により見え始めた刑事司法のよい変化を更に確実にするためにも、またどのような刑事司法改革が更に必要かについて明確な視点を得るためにも、刑事弁護活動を行う弁護士に対する「インタビュー調査」を更に展開させた研究を進めて行くことの意義は大きいと思われる。

また、本「インタビュー調査」においては、2016年刑訴法改正によるインパクトのうち、協議・合議制度や刑事免責制度の導入、さらに通信傍受の合理化・効率化について弁護士がどのように評価するかについては殆ど回答を得られなかった。これは「インタビュー調査」を行なった時期（2018-2019年）においてはまだこれらの改正の影響を見るのは時期が早いということもあったし、そもそもこれらの制度の適用となるケースの絶対数が少ないということも当然にある。しかしこれらの改正もまた、刑事弁護の「高度化」をもって

²² 「手錠・腰縄 さらなる配慮」朝日新聞 2019年9月2日（朝刊）27面

²³ 川崎英明「裁判員制度-その現状と課題」『法律時報』90巻11号（2018）87-88頁

²⁴ 同上

対応する必要があることは当然であり、これらの改正についての弁護士による評価は今後の研究で行ないたいと考えている。